

平成31・32年度

物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引き

羽 幌 町

この申請手続きは、羽幌町が発注する物品の購入契約、印刷物の製造請負契約、物品の賃貸借契約、各種業務委託契約、物品の買受契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できるかどうかの資格をあらかじめ審査するために、入札への参加を希望する事業者から必要書類を提出してもらうものです。

審査の結果、入札参加資格者になりますと羽幌町の「物品の購入等競争入札参加資格者名簿」に登録されますが、期間中必ずしも入札に参加ができるとは限りませんのでご了承ください。

第1 資格の有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日（平成31～32年度）

第2 資格審査基準日

平成31年1月1日現在

※平成31年4月1日以降に申請の場合は、申請日

第3 申請の受付

1 申請受付期間

平成31年1月10日～平成31年2月15日（土・日曜日、祝日を除く）

午前 9時00分～12時00分

午後 13時00分～16時00分

※ 上記の申請受付期間が過ぎた後においても随時受け付けますが、4月以降の有効期間は資格決定の日から平成33年3月31日までとなります。なお、その場合の審査基準日は、申請日としてください。

2 申請書提出先

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町役場 財務課経理係

電話 0164-62-1211（内252、253）

※ 申請書類を郵送等によって提出する場合は、書類の不備及び記載漏れ等にご注意ください。

第4 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に該当しないものであること。
 - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - ② 破産者で復権を得ない者。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札等の参加を制限されていないもの。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。））に該当しない者
- (4) 羽幌町税（羽幌町に納入義務があるもののみ。）、消費税及び地方消費税を完納しているもの
- (5) 営業に関し、法令に基づく許可、免許及び登録等を受けているもの
- (6) 営業年数が1年以上のもの
- (7) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に、申請を行う事業（別紙3「業種別分類表の大分類の単位」に係る売上高を有しているもの

第5 提出書類等

競争入札参加資格審査の申請に必要な提出書類は別紙1のとおりです。

第6 資格審査等

1 資格審査

- (1) 申請時に入札参加資格、営業種目等の要件、申請書及び添付書類の記載内容等について審査します。
- (2) 申請書及び添付書類等に不備があった場合、訂正又は再提出を指示することがあります。
- (3) 申請書類等の訂正又は再提出の指示後、特別の事情がなく訂正又は再提出がされない場合は「申請不受理」の取扱いとする場合があります。
- (4) 資格審査結果の通知は、「物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書」により申請者（受任者がある場合は受任者）へ送付します。

2 資格の消滅

資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとします。

- (1) 第4に定める資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資格申請を行っている業種に関し必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。
- (3) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において、虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 変更審査申請及び変更届

- (1) 変更審査申請書又は変更届の提出が必要な変更事由

- ① 物品購入等競争入札参加資格変更審査申請書の提出が必要な場合

- イ) 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
- ロ) 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）

- ② 物品購入等競争入札参加資格関係事項変更届の提出が必要な場合

- イ) 住所（本店）、商号又は名称、法人の代表者氏名、資本金、組織、支店等の名称、主たる事業又は営業に必要な許可等を変更した場合
- ロ) 希望する分類を追加する場合（「物品の購入」の資格者が「印刷物の製造」や「物品の賃貸借」に係る分類を追加するなど資格の種類追加が必要となる場合にあつては、新たに資格審査申請を要しますのでご注意ください。）

- (2) 提出書類

資格の有効期間内に、申請内容に変更があつた場合に提出が必要な書類は、別紙2のとおりです。

第8 事業廃止届

資格者が資格の有効期間内に事業を廃止したときは、「事業廃止届（第5号様式）」を、速やかに提出してください。

第9 その他

政令第167条の2及び羽幌町契約規則第21条の規定に基づき、随意契約をしようとする場合においても本登録名簿を参考に見積合わせ等を執行することになります。

別紙 1

競争入札参加資格審査の申請に必要な提出書類

提出書類等	注意事項等	法人	個人	中小組合
<p>物品購入等競争入札参加資格審査申請書 (第1号様式)</p>	<p>(第1号様式1面)</p> <p>① 申請者欄 全ての申請者が必ず記入してください。</p> <p>② 受任者欄 本店が道外等にあつて羽幌町内又は近郊にある支店へ当該申請及び入札等に係る権限を委任する場合に記入してください。 受任者欄の記入がある場合は、委任状(参考様式)の提出も必要になります。</p> <p>③ 連絡先欄 当該申請書を作成した事務担当者等の連絡先について記入してください。</p> <p>(第1号様式2面)</p> <p>④ 事業所の概要欄 創業年月日は、登記簿謄本に記載している設立(成立)年月日を記入してください。個人の場合は開業年月日を記入してください。 資本金は、登記済の資本金(万円未満切り捨て)を記入してください。登記事項証明書に資本金の記載のない法人は、最新の貸借対照表中の資本金を記入してください。個人の場合は記入不要です。 株式会社、有限会社：登記上の資本金額(払込資本金) 合名会社、合資会社：貸借対照表の資本金額 財団法人、社団法人：貸借対照表の資本金額 社会福祉法人：貸借対照表の基金(基本財産) 特定非営利活動法人：貸借対照表の正味財産の金額 従業員数は、役員を含めて記入してください。</p> <p>(第1号様式3面)</p> <p>⑤ 官公庁納入実績欄 過去1年間における当該資格審査申請業種に関する官公庁との契約の実績を記入してください。単価契約の場合は物品等名に「単価契約」と加え年間の合計金額を記入してください。</p> <p>⑥ 営業に必要な許認可等欄 営業を行う上で必要とされる許認可、免許、資格書等の名称を記入し、許認可等に関する証書の写しを添付してください。 「有効期間終了日」欄について、有効期間の終了がない場合、不明の場合は空欄で結構です。</p> <p>※ 各欄に対応する資料等がある場合はその資料の添付によって申請書への記入を省略することができます。</p>	<p>◎</p>	<p>◎</p>	<p>◎</p>

提出書類等	注 意 事 項 等	法人	個人	中小 組合
資格審査申請業種一覧表 (第2号様式)	別紙3業種別分類表を参照のうえ、希望する順番の品目から記入してください。 大分類欄、中分類欄には該当する番号を、取扱品目欄には中分類の主な品目を記入してください。	◎	◎	◎
履歴事項全部証明又は現在事項証明書 (法人のみ) (写し可)	審査基準日前3ヶ月以内に法務局が発行したものを提出してください。写し可。	◎		◎
身分証明書 (個人のみ) (写し可)	審査基準日前3ヶ月以内に市区町村長が発行したものを提出してください。写し可。		◎	
審査基準日の1年以上前から希望する業種を営業していることを証する書類 (個人のみ)	審査基準日の1年以上前から営業していることを証する書類。次のいずれか1つ等を提出。 イ) 審査基準日から1年以上前の契約書、請書、請求書(控)納品書(控)等の写しなど ロ) 審査基準日直前1年分の確定申告書及び添付書類(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し 市区町村長が発行する「営業証明書」に営業開始日及び事業内容が記載されている場合は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出。 ※羽幌町が発行する「営業証明書」は営業開始日及び事業内容の記載がないため不可。		◎	
有資格者名簿	申請する事業に関し法令による免許等が必要な場合のみ提出してください。なお、資格を証明する証書等の添付は必要ありません。	○	○	○
委任状	当該申請、入札及び契約等の権限を支店・営業所等が受任した場合、本社からの委任状を提出してください。申請書(第1号様式)の受任者欄に記載がある場合は提出してください。	○		○
最近1年間の決算書類 (写し)	法人は決算書。個人は確定申告書の収支内訳書等の写しを提出してください。	◎	◎	◎
羽幌町税の納税証明書 (写し可)	羽幌町から課税されている法人及び個人。審査基準日前3ヶ月以内に羽幌町が発行したものを提出してください。 ※税目ごとの証明ではなく、羽幌町税に滞納がない旨の証明書です。	○	○	○
消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可)	審査基準日前3ヶ月以内に税務署が発行したものを提出してください。 国税通則法施行規則 別紙9号様式 個人：その3、その3の2、法人：その3の3	◎	◎	◎
協同組合等の概要がわかる書類	中小企業協同組合等のみ提出。組合等の概要、役員及び組合員名簿他を提出してください。			◎
官公需適格組合証明書 (写し)	中小企業協同組合等において、官公需適格組合の証明を有する場合提出してください。			○
誓約書 (第3号様式)	所在地・住所・代表者名を記入し、実印を押印して提出してください。	◎	◎	◎

(注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当する場合に提出する書類です。

内容を確認するために他の書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

別紙 2

申請内容に変更があった場合に提出が必要な書類

① 物品購入等競争入札参加資格変更審査申請書（第4号様式その1）を提出する場合

変更事項	区分	主な添付書類
1 相続		ア 相続を証する書面（戸籍謄本(写し可)、分割協議書(写し)等) イ 相続した者に係る市区町村長発行の身分証明書（写し可）
2 合併	(1) 合併された企業が法人の場合	ア 合併契約書(写し)、公正取引委員会の届出受理書(写し) イ 解散登記に係る登記事項証明書(写し可)（解散登記未了の場合は、合併に係る総会議事録の写し） ウ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
	(2) 合併された企業が個人の場合	ア 合併を証する書面 イ 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
3 事業（営業）譲渡	(1) 譲受人が法人の場合	ア 譲渡契約書(写し)、公正取引委員会の届出受理書(写し) イ 登記事項証明書（写し可）（譲渡に関し登記の必要なもの）
	(2) 譲受人が非資格者の場合	ア 譲渡契約書(写し)、公正取引委員会の届出受理書(写し) イ 譲受人に係る資格審査申請書及び添付書類
4 会社分割	(1) 承継した者が資格者の場合	ア 新設分割計画書又は吸収分割契約書(写し)、公正取引委員会の届出受理書(写し) イ 分割登記に係る登記事項証明書(写し可)（分割登記未了の場合は分割に係る総会議事録写し）
	(2) 承継した者が非資格者の場合	ア 新設分割計画書又は吸収分割契約書(写し)、公正取引委員会の届出受理書(写し) イ 承継した者に係る資格審査申請書及び添付書類
5 中小企業組合等の構成員の変更	(1) 組合員が脱退した場合	脱退を証する書面
	(2) 新規に加入した組合員がある場合	加入を証する書面

② 物品購入等競争入札参加資格関係事項変更届（第4号様式その2）を提出する場合

変更事項	区分	主な添付書類
1 住所	(1) 法人の場合	登記事項証明書（写し可）
	(2) 個人の場合	ア 住民票（写し可） イ 営業証明書等（写し可）
2 法人の代表者氏名		登記事項証明書（写し可）
3 資本金		登記事項証明書（写し可）（合名会社、合資会社及び会社以外の法人の場合は、貸借対照表）
4 商号又は名称	(1) 法人の場合	変更に係る登記事項証明書（写し可）
	(2) 個人の場合	変更を証する書面
5 組織	㉠⇒㉡など	登記事項証明書(写し可) その他町長が必要と認める書類
6 希望する分類	(1) 法人の場合	登記事項証明書(写)、
	(2) 個人の場合	営業証明書(写)又は希望する分類の事業内容が確認できる書類(契約書、請書、請求書(控)等の写し)
	個人、法人共通	営業許可等の写し(営業に関する許可、登録等を有する場合)
7 営業に必要な許可等		変更を証する書面 ※許可等の更新の場合は不要)
8 受任者職氏名、所属支店等の住所・名称		委任状（参考様式）
9 その他		お問い合わせください

※ その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。

別紙3

業種別分類表

1 物品の購入（その他の業務を含む）

大分類	中分類	主な品目等
1 産業用機械器具類	1 土木建設機器 ※大分類5中分類2 特殊車両に該当するものを除く	[土木工事及び建設工事等に使用する機械類] ブルドーザー、油圧ショベル、ハンドドーザー、震動ローラー、杭打機、削岩機、クレーン、エアコンプレッサー、ウインチ、エンジンカッター
	2 農林業用機器及び資材 ※大分類5中分類2 特殊車両に該当するものを除く	[各種農林業用機械器具、造園、園芸用資材類] 耕運機、ロールカッター、電牧器、家畜用機器類、芝刈機、刈払機、チェーンソー、園芸用土、園芸用肥料、農薬類、農具、樹木、芝生種子、鉢類、苗類、害獣捕獲用具、害虫駆除用具、農業機械用油脂類、家畜、家畜用飼料
	3 水産業用機器及び資材 ※船舶を除く	[各種漁業用機器、水産加工用機器及び資材類] 漁業用機器類、漁具、釣具、水産加工機器類、養殖・栽培業用機器類
	4 水道用機器及び資材	[水道用設備機械類、配管材類] 計装機器、スクリーン装置、汚泥装置、小型浄水装置、水処理機、水道メーター、水道用計測機器、水道検針用機器、水道用鋼管、仕切弁、空気弁、バルブ、水道標示板、配管用洗剤
	5 電気・通信機器及び資材	[電気製品、その他の電気機器・設備・資材] 家庭用電気機器類、電気冷暖房機器、照明機器、放送設備、テレビ・ビデオ装置、オーディオ装置、インターネット通信機器（モデム、ルーター等）、無線装置（防災無線を含む）、監視カメラ、GPS装置、電気資材類
	6 厨房機器及び用品	[業務用厨房機器、給食用器具・用品類] 調理作業機器、熱機器、大型冷蔵庫、調理機器、食器消毒保管庫、食器戸棚、給食用機器
	7 測量・計量機器	測量機器、計量機器、計測機器、両替機、券売機
	8 その他の機器・設備・工具等	[上記中分類1～7に属さない機械類及び工具] 空調設備、石油・ガス暖房機器、給湯設備、ボイラー、無停電電源装置、発電機、発電装置、各種ポンプ類、組立ハウス、コンテナ、除雪機、工作機械、各種工具類、大工道具
	9 木材・建材・原材料類	[木材類及び各種建材、路盤用骨材類] 建築用木材、その他の木材二次製品、内外装材、畳、サッシ、ガラス、レンガ、タイル、塗料、セメント、モルタル、土類、玉石、碎石、砂利
	10 鋼材等加工資材	[鉄鋼材、金属製の外構材及び鋼材を主体とした二次製品、アスファルト合材類及び各種合成資材、コンクリート製品] フェンス、各種鋼材、鉄蓋類、鋳鉄製品、鋼管類、アスファルト、その他道路舗装材、人工芝、フェーム管、U字側溝、境界ブロック、コンクリート蓋
	11 工業薬品・火薬類	取扱のある薬品名等を明記
	12 産業用機器修繕	上記中分類1～8に係る機器類の修繕
2 医療機器類	1 医療・福祉機器	[医療、介護機器及び器具] CTスキャナー、X線機器、自動体外式除細動器（AED）、担架、医療用ベッド、松葉杖、酸素呼吸器、体温計、血圧計、身体測定機器、医療用機材、車椅子、階段昇降機、視覚・聴覚機器、放射線防護用品
	2 衛生機器	[各種衛生機器・器具] 水洗便器、水洗金具、洗面化粧台、浴槽、滅菌器、消毒器、ロールタオル、ハンドドライヤー
	3 医薬品・衛生材料	[医薬品、衛生材料、化粧品類] 一般医薬品、ワクチン、検査試薬、麻酔用笑気ガス、救急セット、衛生材料（ガーゼ、包帯、絆創膏等）、各種化粧品類
	4 医療機器・衛生機器修繕	上記中分類1、2に係る機器類の修繕

3 教育研究用機器類	1	スポーツ用品	[各種スポーツ用品、アウトドア用品] スポーツ用機械器具・用品、トレーニング機器、体育施設機器・用品、各種スポーツユニフォーム・トレーニングウェア・シューズ、キャンプ用テント、アウトドア用品、プール用薬品
	2	音楽関連用品	各種楽器、楽器用ケース、楽器用品、楽譜、メトロノーム、音楽CD、音楽DVD
	3	理化学機器・計測機器	[測定機器・理化学機器類] 各種測定機器類、顕微鏡、望遠鏡、実験用理化学機器類
	4	教育・文化施設用具・機器	演台、朝礼台、ひな段、移動ステージ、教壇、学校用机・椅子、黒板
	5	図書・出版物・美術工芸品	書籍、新聞、地図類、スライド教材、映画フィルム、音楽以外のCD・DVD、美術品、伝統工芸品
	6	保育用品及び遊具類	保育用品、公園施設遊具、玩具
	7	動物	[飼育・研究用動物] モルモット・鳥・魚・虫類等及び飼育用品
	8	その他教材用品	学校等で使用する各種教材教具 (上記中分類1～7に属さない教材教具)
	9	教育研究用機器修繕	上記中分類1～8に係る機器類の修繕(楽器調律・調整含む)
4 事務用機器類	1	事務用機器	[事務用機器類] パソコン(周辺機器・ソフトウェアを含む)、タブレット端末、ファックス、印刷機、複写機、製版機、製本機、丁合機、裁断機
	2	家具・調度品	[木製・鋼製品家具類及び製作家具] 机類(事務用机、会議用テーブル等)、椅子類、ロッカー、保管庫類(キャビネット、金庫、書架類)、各種カウンター、掲示板
	3	事務用器具及び文具類	[事務用器具及び文具類、紙、紙製品] パンチ、カッターナイフ、クリップ、デスクマット、筆記用品、画材、額縁、和・洋紙、事務用紙製品、封筒類、複写用品、OA機器用品、接着用品、製図用機器用品、記憶メディア(CDR、DVD-R、USB等)
	4	印章	印章(作成印、既成印)、印章関連用品
	5	写真・映像用品	カメラ・デジタルカメラ及び写真用品(フィルム、DPE等)、ビデオカメラ、映写機、プロジェクター、スクリーン
	6	記章・旗・贈答品類	記章、腕章、メダル、トロフィー、楯、カップ、プレート、旗、贈答品類
	7	事務用機器修繕	上記中分類1～6に係る機器類の修繕
5 車両・船舶	1	一般車両	普通乗用車、軽自動車、バス、トラック、バイク
	2	特殊車両	[道路運送車両法に定める特殊自動車又は特殊用途自動車に該当し、公道走行が可能な車両及び特殊車両架装] ショベルローダー、ホイールローダー、ロータリ除雪車、グレーダー、トラクター、フォークリフト、消防車、救急車、路面清掃車、雪上車、特殊車両架装

	3	自転車	自転車、電動自転車、原動機付自転車
	4	その他車両に類するもの	[自走式で産業機械でなく、公道走行が不可なもの] スノーモービル、セグウェイ、A T V (50cc超)
	5	車両用品	車両部品、車両用品に属する油脂類(エンジンオイル等)を含む
	6	船舶類及び機器等	[船舶本体及び周辺機器・用品類] 20トン未満の船舶、船舶用ポンプ、船舶用モーター、その他船舶用品
	7	車両・船舶修繕	上記中分類1～6に係る修繕。車検整備、船検整備等を含む
6 油脂・燃料類	1	車両燃料	ガソリン、軽油、船舶用燃料含む。
	2	暖房燃料	灯油、重油、L P ガス、木炭、薪、石炭
	3	その他油脂類	染料を含む。車両用品に属する油脂類を除く
7 被服・繊維・皮革類	1	被服類	制服、事務服、作業服、白衣、帽子、エプロン、合羽、雨衣
	2	寝具類	掛布団、敷布団、毛布、シーツ、枕、座布団、寝具カバー
	3	靴鞆類	短靴、長靴、安全靴、バッグ、リュックサック、アタッシュケース
	4	その他の繊維皮革類	洋品、服地、ウエス、軍手、タオル、おしぼり、カーテン、カーペット、暗幕、どんちょう、イベント・集会用テント、シート、ロープ
8 その他	1	保安・消防・防災機器及び資材	避難設備(スロープ、避難梯子等)、各種防災用品、各種防犯用品、火災報知器、ヘルメット、防塵眼鏡、防塵マスク、耐熱服、防火衣、消火器、消火薬剤、発煙筒、救命胴衣
	2	看板類・公告用品	各種看板、道路標識、懸垂幕、横断幕、のぼり、各種広告用品
	3	時計・眼鏡・貴金属類	
	4	食料品類	各種食品、飲料水、酒類、非常食
	5	金物・日用雑貨・陶磁器類	家庭用調理器具、カセットコンロ、食器、脚立、梯子、バケツ、その他家庭用金物雑貨、日用品、陶器及びガラス製品
	6	その他の物品	どこにも属さないもの

2 印刷物の製造

大分類	中分類	主な品目等
9 印刷物の製造	1 一般印刷・製本	平板印刷、凸版印刷、凹版印刷、無版印刷、シール印刷、印刷物の製本
	2 フォーム印刷	連続フォーム印刷、OCR・OMR・MICR等のインプットフォーム印刷
	3 地図印刷	
	4 特殊印刷	スクリーン印刷、シルク印刷、磁気カード印刷、偽造防止印刷
	5 複写類	青写真、マイクロ写真、地図複製、コピー類

3 物品の賃貸借

大分類	中分類	主な品目等（営業に関する許可等）
10 物品の賃貸借	1 事務用機器	パソコン及び周辺機器、複写機、ファックス、プリンター、その他事務用機器
	2 車両	一般車両、バス、バイク、特殊車両、その他車両に類するもの
	3 その他の賃貸借	施設用機器、清掃用具、プレハブ、仮設トイレ等、上記中分類1、2に属さない賃貸借

4 委託業務等

大分類	中分類	主な品目等（営業に関する許可等）
11 施設・設備等の 維持管理に関する 業務	1 機械設備保守・点検業務	昇降設備、空調設備、照明設備、舞台装置、暖冷房設備、自動ドア、ボイラー、オイルタンク、その他施設設備、事務用機器、機械機器
	2 消防設備保守・点検業務	消防用設備（火災報知機、防火装置、消火器等）
	3 水道・し尿処理設備保守・点検・清掃業務	貯水槽清掃、タンク漏洩検査、カメラ調査、排水設備保守点検・清掃、し尿処理設備保守点検・清掃
	4 電気・通信設備保守・点検業務	電気設備保守点検、電気保安管理、通信設備保守点検
	5 清掃・伐採・害虫駆除業務	施設清掃、施設消毒、そ族・害虫駆除、草刈、樹木伐採
	6 除排雪業務 ※道路除排雪を除く	敷地等の除雪・排雪
	7 廃棄物収集運搬・処分業務	廃棄物（一般・産業）収集運搬・処分
	8 クリーニング	寝具、衣服類、白布
	9 施設管理業務	常駐又は定期的に行う施設の総合的な維持管理業務、施設・設備の運転管理業務（遠隔管理・監視含む）
	10 警備業務	施設（常駐）警備、機械警備、交通整理
	11 その他の維持管理関係業務	上記中分類1～10に属さない業務

12 調査・検査に関する業務	1	環境測定及び水質等検査業務	大気、土壌、騒音、振動、悪臭、有害化学物質（ダイオキシン等）、発がん性物質（アスベスト等）、シックハウス、ばい煙 水質検査（河川水・飲料水・排水等）
	2	耐震・耐久性診断業務	建物耐震診断、建物耐久性診断
	3	健康診断・衛生検査業務	健康診断、結核診断、腸内細菌検査（検便検査）
	4	調査業務	市場調査、世論調査、アンケート、発掘調査、その他各種調査
	5	鑑定業務	不動産鑑定・評価、その他各種鑑定
13 事業の計画・企画・周知等に関する業務	1	公告・企画及びホームページ製作業務	新聞広告、テレビ広告、ラジオ広告、各種企画・デザイン・製作・運営、ホームページ作成、写真・動画撮影・編集
	2	コンサルティング・マネジメント業務	各種コンサルティング・マネジメント・事業計画策定
14 情報システムに関する業務	1	情報システムの開発・改造・保守	情報システムの企画・設計・開発・カスタマイズ・保守・サポート
	2	その他の情報システムに関する業務	上記中分類1に属さない業務(データ入力、画像ファイリング、ASPサービス等)
15 その他の業務	1	派遣業務	人材派遣・職員研修
	2	記録・筆耕・翻訳業務	テープ起こし、会議録等作成、外国語翻訳
	3	調理・配食業務	給食調理、食事提供
	4	その他の業務	どこにも属さない業務

5 物品の買受け（町有物品売払いに係る買受け）

大分類	中分類	主な品目等（営業に関する許可等）	
16 物品の買受け・不要物品引取	1	各種鋼材・機械器具	
	2	車両・船舶	
	3	解体木材・立木	間伐材他
	4	古紙	
	5	その他物品の買受・引取	上記中分類1～4に属さないもの